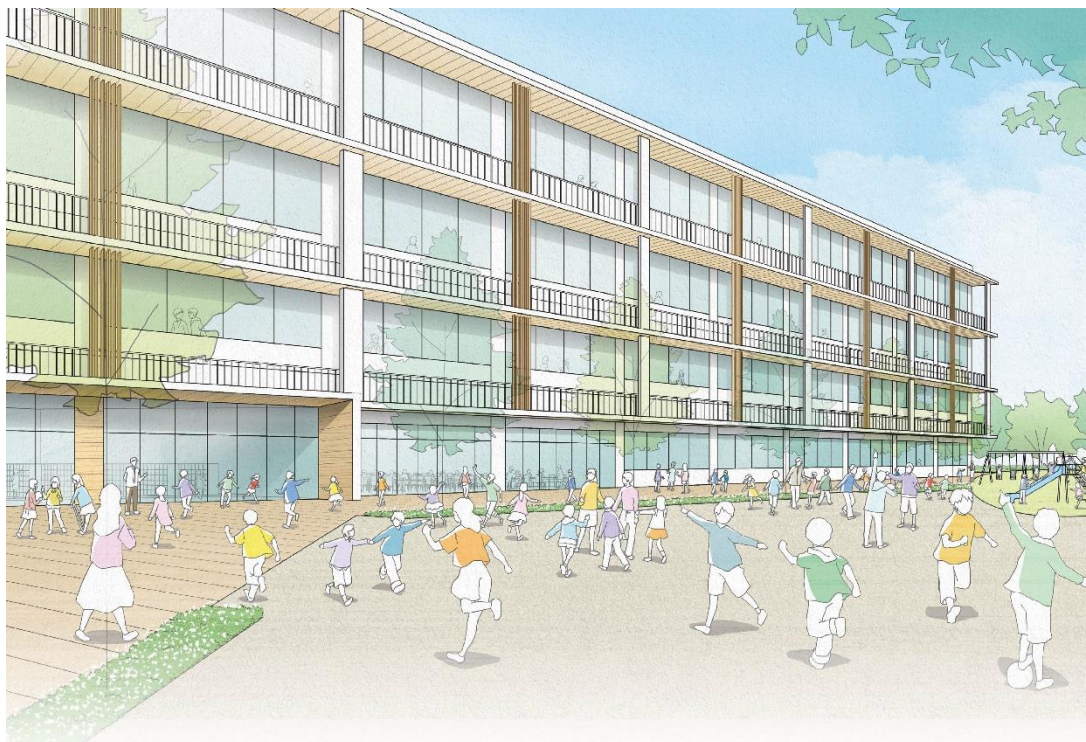


修正案

町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画

－鶴川第二小学校・鶴川第三小学校－



2025年〇月

町田市教育委員会

目次

第1章 町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画-----	1
1 計画策定の経緯 -----	2
2 計画の位置付け -----	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画期間	3
3 計画の目標-----	3
(1) 望ましい学級数の実現	3
(2) 学校施設環境の整備	3
(3) 未来を見据えた教育環境の整備	3
(4) 特別支援教育の環境整備.....	5
(5) 学校を支えるチーム体制の構築.....	5
(6) 地域拠点となる学校づくりの実現	5
第2章 鶴川東地区の小学校の現状と今後の想定 -----	7
1 鶴川東地区の新たな小学校の概要 -----	8
(1) 児童数・学級数.....	8
(2) 統合・新校舎建設のスケジュール	8
(3) 新たな通学区域	9
2 鶴川東地区の新たな小学校の学校名（教育委員会案） -----	10
第3章 鶴川東地区の新たな学校づくりに関する取組 -----	11
1 施設整備 -----	12
(1) 施設整備コンセプト	12
(2) 建設計画の策定及び基本計画との関係.....	13
(3) 仮校舎について.....	13
(4) 新校舎建設スケジュールと仮校舎建設・使用時期	13
2 通学関連 -----	14
(1) 通学の安全対策	14
(2) 通学負担の軽減.....	16
3 学校統合における児童への配慮-----	19
(1) 取組内容.....	19
(2) 取組スケジュール	20
4 学校運営協議会と地域学校協働活動 -----	21
(1) 取組内容.....	21
(2) 取組スケジュール	21
5 保護者と教職員による組織（PTA） -----	23
(1) 各校のPTAの主な共通課題.....	23
6 歴史の継承-----	24
(1) 取組内容.....	24
(2) 取組スケジュール	24
7 校歌・校章 -----	25
(1) 取組内容.....	25

(2) 取組スケジュール	25
第4章 新たな学校づくりに関連した取組	26
1 引越し	27
(1) 取組内容	27
(2) 取組スケジュール	27
2 学校給食	28
(1) 取組内容	28
(2) 取組スケジュール	28
3 避難施設	29
(1) 取組方針	29
(2) 取組内容	29
(3) その他の取組内容	30
(4) 取組スケジュール	30
4 学童保育クラブ	31
(1) 取組方針	31
(2) 取組内容	31
(3) 取組スケジュール	32
5 放課後子ども教室「まちとも」	33
(1) 取組内容	33
(2) 取組スケジュール	33
6 学校施設の活用	34
(1) 取組方針	34
(2) 取組内容	34
(3) 取組スケジュール	35
7 学校跡地	36
(1) 取組内容	36
第5章 新たな学校づくり基本計画の今後の進め方	37
1 新たな学校づくり推進会の設置	38
(1) 推進会における検討・共有事項	38
(2) 委員構成	38
(3) 推進会設置期間	38

町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画

－鶴川第二小学校・鶴川第三小学校－

第1章 町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の目標



1 計画策定の経緯

2021 年 5 月、町田市教育委員会は、町田市立学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境を創出するため、「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画は、市内の小・中学校における「学校施設整備の基本的な考え方」「適正規模・適正配置の基本的な考え方」「新たな通学区域」の 3 つの要素で構成され、これらに基づき、2021 年度から 2039 年度にわたって、新たな学校づくりを推進することとしています。

この推進計画の趣旨を踏まえながら、鶴川東地区における小学校の新たな学校づくりを推進するため、2022 年 1 月、鶴川第二小学校・鶴川第三小学校の 2 校の保護者、地域の方、教職員の代表で構成する「鶴川東地区新たな学校づくり基本計画検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、同地区の新たな学校づくりに関する様々な課題について、全 12 回にわたって具体的な検討を行いました。

2023 年 1 月には検討会における検討結果の報告を受け、引き続き、鶴川東地区の新たな学校づくりに関する取組を着実に推進するため、「町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

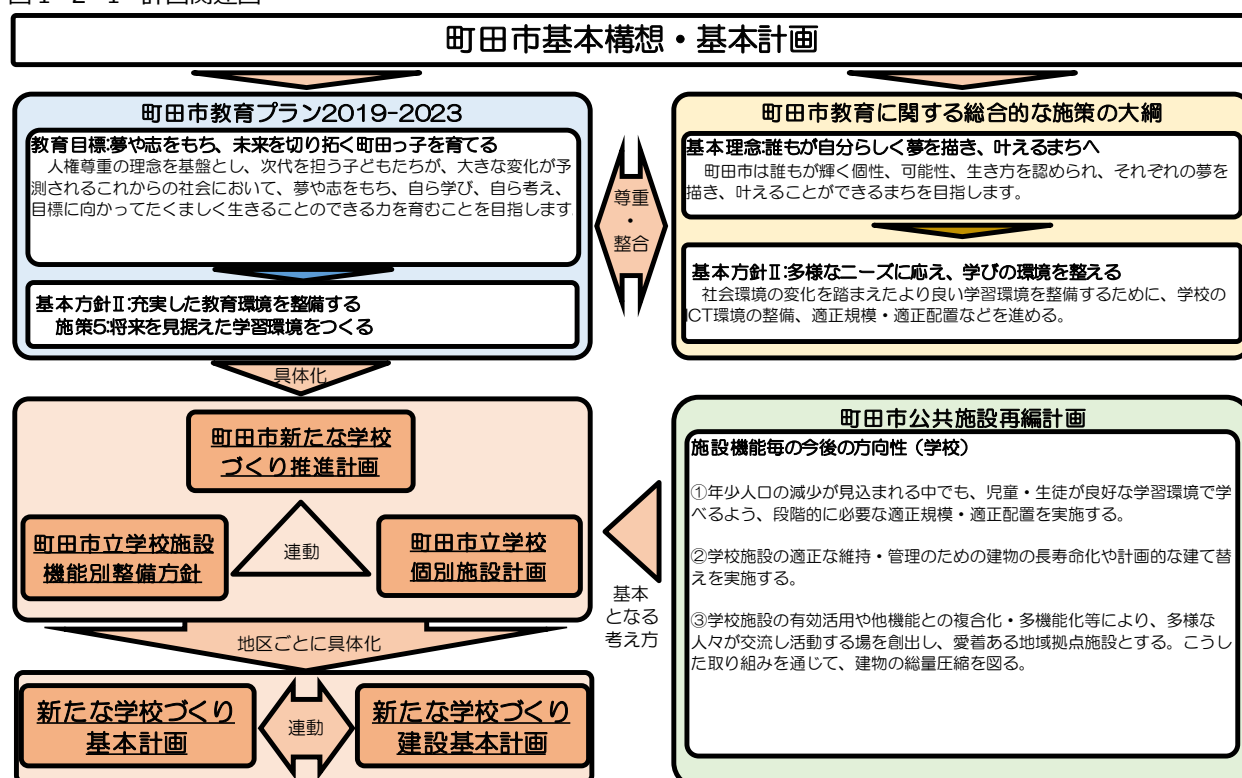
その後、2024 年 1 月に鶴川第二小学校敷地北側にある土砂災害特別警戒区域の指定を解除するため、鶴川東地区のスケジュール変更が生じたことから、基本計画を修正し、2026 年〇月に基本計画修正版を策定しました。

2 計画の位置付け

（1） 計画策定の趣旨

基本計画は、学校の統合や新校舎の開校に向けて、地区別に新たな学校づくりを具体的に進めるための計画として位置付けています。また、同時に策定する「町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画」（以下「建設計画」という。）と連動して実行するものとします。

図 1-2-1 計画関連図



(2) 計画期間

~~2023 年度～2028 年度（6 年間）~~ 2023 年度～2032 年度（10 年間）

※学校の統合や新校舎の開校に向けた計画のため、~~2028 年度~~ 2032 年度までを計画期間としています。

3 計画の目標

基本計画では、推進計画に定める 3 つの要素を踏まえつつ、鶴川東地区の新たな学校づくりを着実に進め、町田市立学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応できるよう、6 つの教育環境の実現を目標とします。

図 1-3-1 実現したい 6 つの教育環境



(1) 望ましい学級数の実現

児童の人間関係や多様な考え方に触れ、学び合い、切磋琢磨する機会の充実という観点から、小学校においては、望ましい学級数として 1 学年あたり 3 ～ 4 学級の実現を図ります。

(2) 学校施設環境の整備

学校施設の老朽化への対応は喫緊の課題であるため、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保し、安心して学校生活を送ることができる学校施設環境の整備を行います。

(3) 未来を見据えた教育環境の整備

2020 年度、小学校では外国語科が教科化されました。また、町田市教育委員会においても、ICT を活用した教育活動が推進するなど、教育内容や教育方法は大きく変化しています。そのため、これから建設する新たな小学校においては、今後 80 年使用することを想定し、学校教育にかかる諸制度の改正や将来の予測が困難な状況においても柔軟に対応することができる教育環境の整備を行います。

図 1-3-2 新たな学校イメージ オープンスペースを活用した児童の学校生活（授業中）

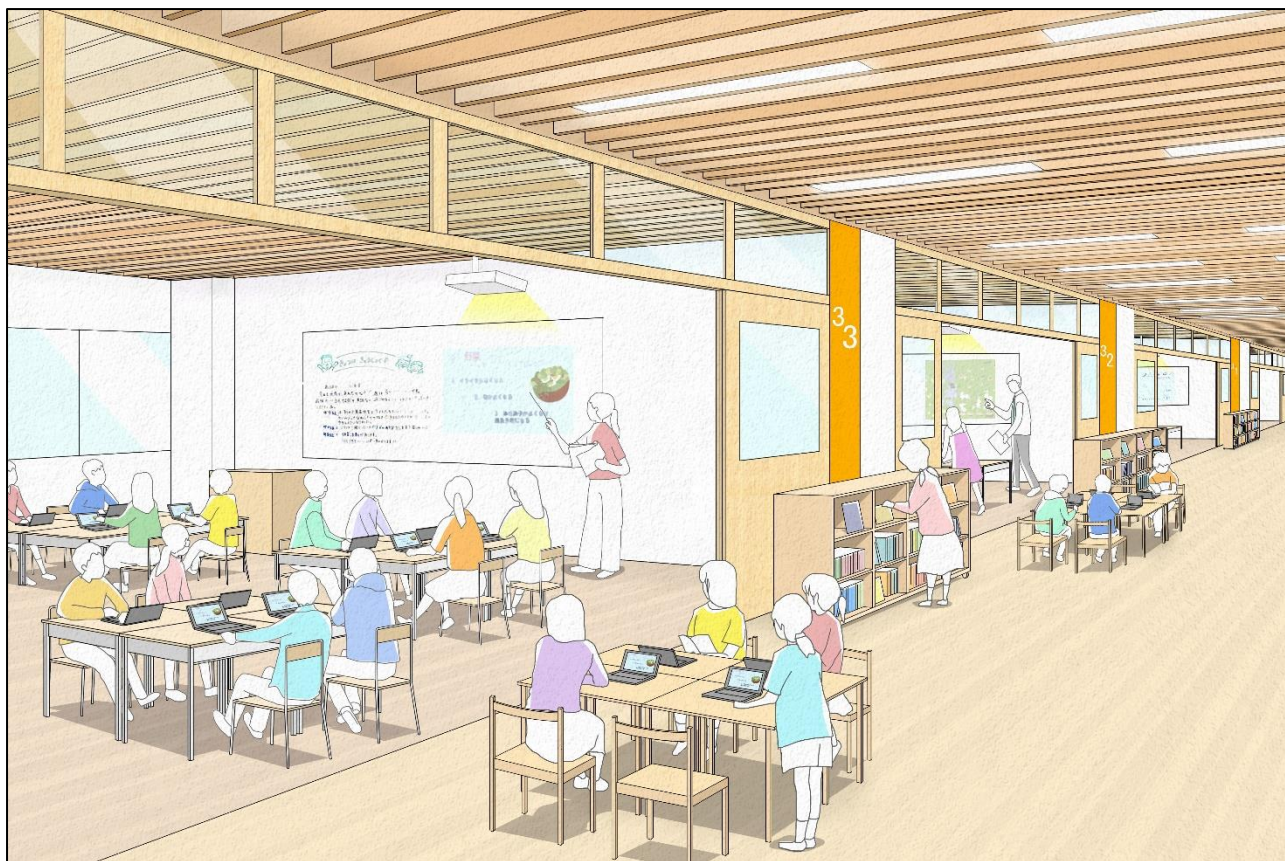
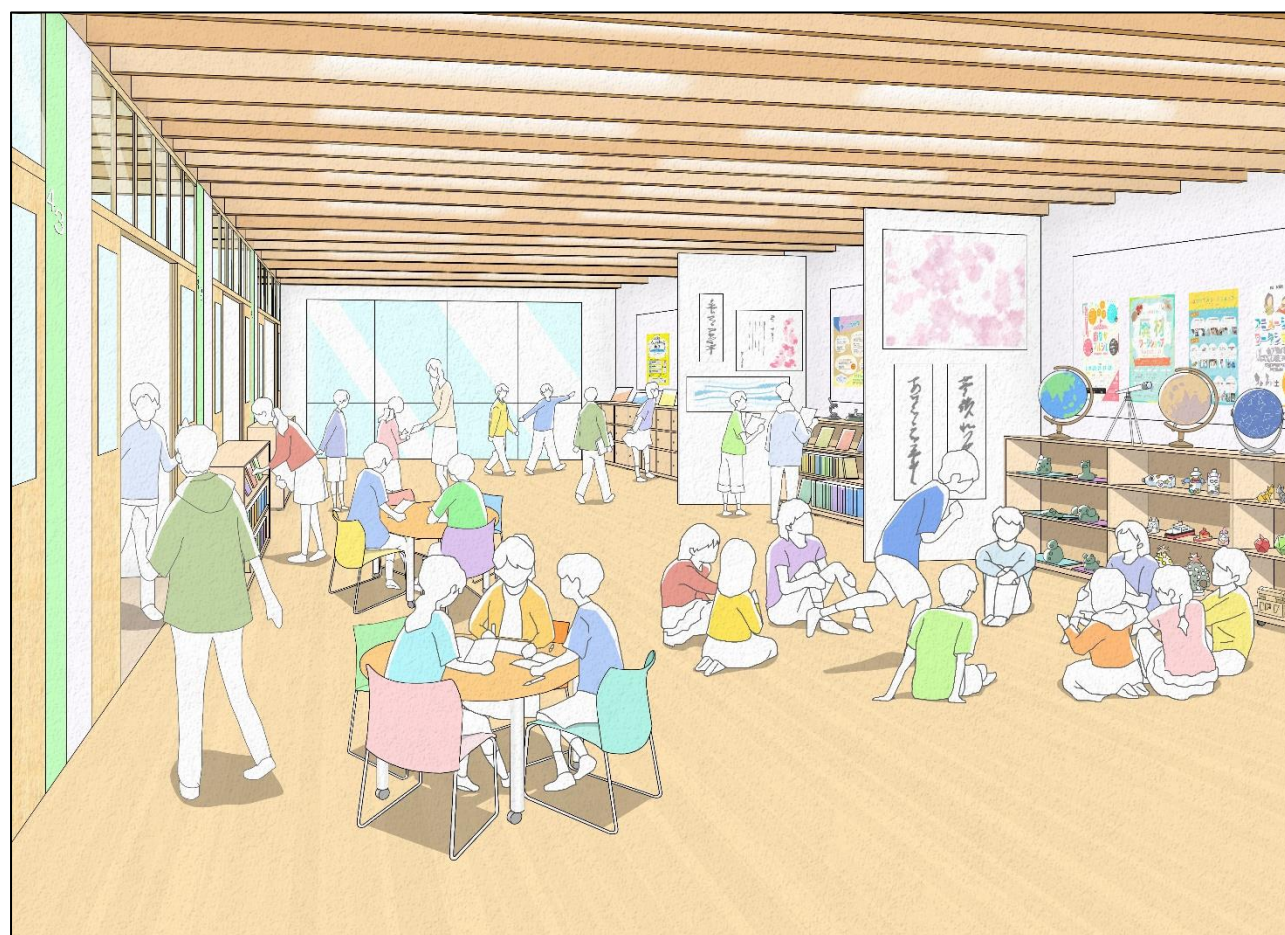


図 1-3-3 新たな学校イメージ オープンスペースを活用した児童の学校生活（休み時間）



(4) 特別支援教育の環境整備

特別な支援を必要とする児童に対する教育環境について、教室の数や広さ、配置等に十分な配慮をすることができていない状況があります。これらの改善を図るとともに、学校施設の建替えを行う全ての小学校に、「知的障がい特別支援学級」「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の設置及び必要な環境整備を行います。

(5) 学校を支えるチーム体制の構築

教員の多忙化が社会問題となっている中、教員以外の人材とチーム体制を構築して学校経営を行うことが求められています。しかし、現在の学校施設の多くは、設計時点においてこうした学校経営の必要性を想定した整備ができていないため、施設環境の整備を通してこれを改善することにより、学校を支えるチーム体制の構築を推進します。

(6) 地域拠点となる学校づくりの実現

町田市立学校は、地域活動やスポーツ活動、災害時の避難施設としても活用されています。

そのため、新たな学校は、多様な人々が学校に集い、教育活動への支援や放課後活動、地域の活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域の拠点とします。

さらに、民間の力を導入することで、学校でできることの幅を広げ、子どもだけではなく大人も集う学校づくりを実現します。

図 1-3-4 新たな学校イメージ 特別支援学級の児童の学校生活（ブレイルームを活用した授業）

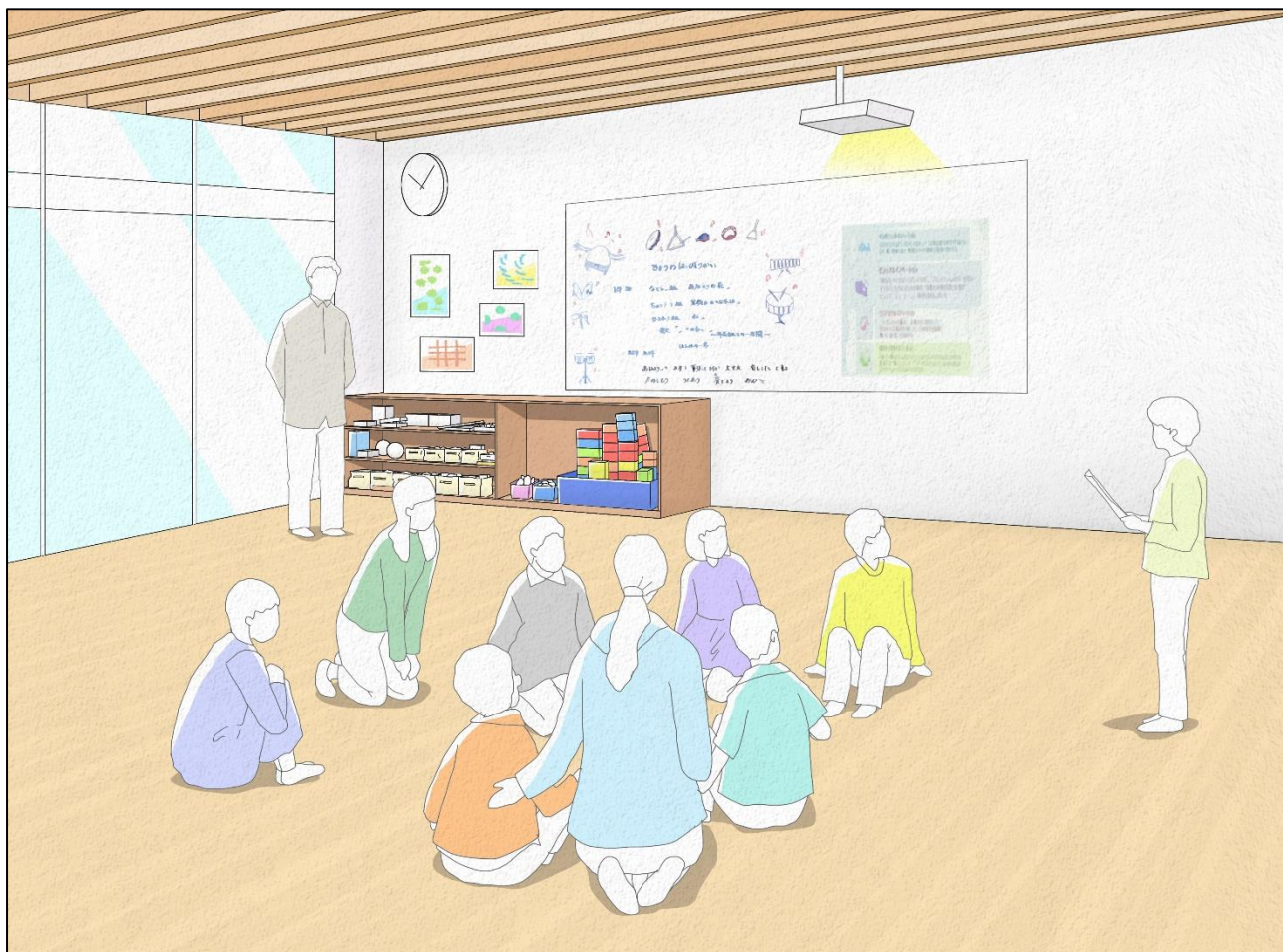


図 1-3-5 新たな学校イメージ 地域とともに育つ学校（地域の活動拠点としての学校）



第 2 章 鶴川東地区の小学校の現状と今後の想定

- 1 鶴川東地区の新たな小学校の概要
- 2 鶴川東地区の新たな小学校の学校名（教育委員会案）

1 鶴川東地区の新たな小学校の概要

(1) 児童数・学級数

202~~69~~年度の鶴川第二小学校¹と鶴川第三小学校²の統合時の推計児童数は~~612~~625人、20~~29~~33年度の
新校舎使用開始時の推計児童数は~~625~~674人です。

また、鶴川第二小学校に設置している「知的障がい特別支援学級」については継続するとともに、新たな小学校に
においては、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」を設置します。

表 2-1-1 児童数・学級数・設置する特別支援学級種別

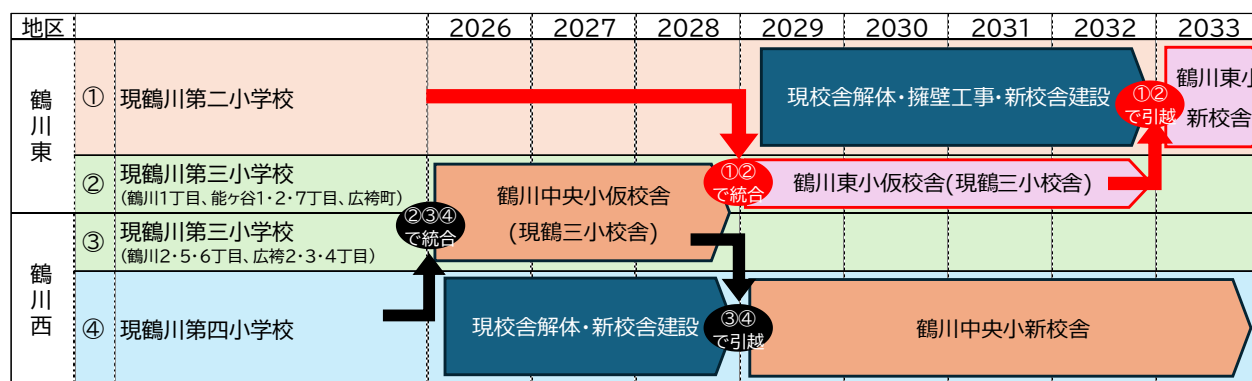
(年度)

学校名	児童数（学級数） ³			特別支援学級
	202 24	202 69	20 29 33	20 29 33
鶴川第二小学校	477 (17) 453 (17)	612 (22) 625 (20)	625 (22) 674 (24)	「知的障がい特別支援学級」「自閉症・情緒障がい特別支援学級」を設置
鶴川第三小学校	411 (14) 373 (14)			

(2) 統合・新校舎建設のスケジュール

鶴川東地区では、202~~69~~年度に鶴川第二小学校と鶴川第三小学校の一部が統合し、通学先が現在の鶴川第二小学校の校地に建設する仮校舎になります。その後、20~~29~~33に同校地にできる新校舎を使用開始します。

表 2-1-2 統合・新校舎建設スケジュール（修正版）



¹ 略称として「鶴二小」と記載する場合があります。

² 略称として「鶴三小」と記載する場合があります。

³ 202~~24~~年度は5月時点の児童数・学級数。202~~69~~年度及び20~~29~~33年度は2020年度に実施した推計における児童数・学級数。

(3) 新たな通学区域

鶴川東地区の新たな小学校の通学区域を 2026 年度に変更し、町区域名「鶴川 1 丁目」全域、「能ヶ谷 1～2 丁目、4～7 丁目」全域、「能ヶ谷 3 丁目」の一部、「広袴町」全域を通学区域とします。現三輪小学校の通学区域である能ヶ谷 3 丁目については、鶴川東小学校の通学区域となる計画でしたが、本地域から鶴川東小学校へ通学するには、狭隘かつ車通りの多い踏切を横断する必要があるため、通学路の安全上課題があることから三輪小学校の通学区域のままとします。

鶴川東地区・鶴川西地区の新たな小学校の通学区域及びその周辺における通学区域変更箇所については表 2-1-3 をご参照ください。

図 2-1-1 新たな通学区域図(修正版)

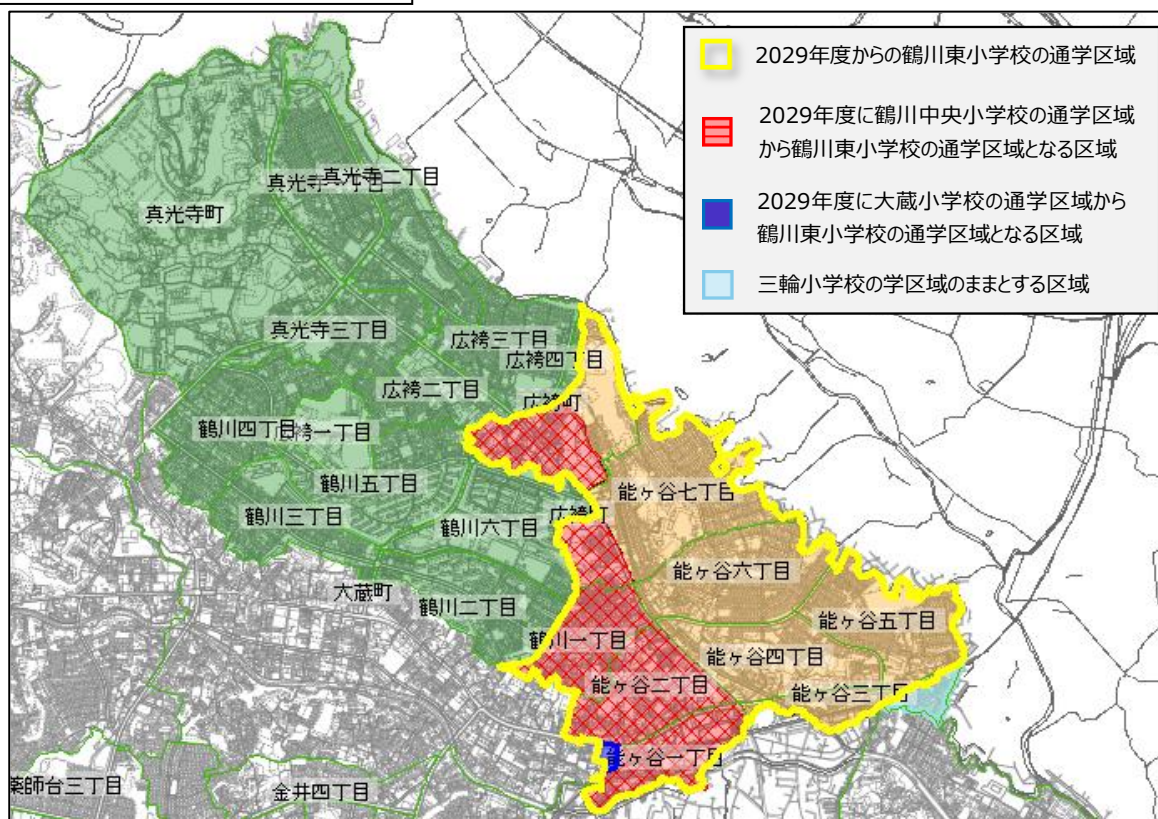


表 2-1-3 鶴川東地区・鶴川西地区の新たな小学校の通学区域及びその周辺における通学区域変更箇所 (修正版)

通学区域が変更となる町区域 (学校別)		変更年度	通学区域変更時点の通学先	変更年度	通学区域変更時点の通学先
小学校名	町区域				
1 鶴川第二小学校	能ヶ谷 3～7 丁目 広袴町	2026	現在の鶴川第三小学校 (鶴川中央小学校仮校舎) 大蔵小学校 鶴川第一小学校	2029	現在の鶴川第三小学校※ (鶴川東小学校仮校舎) 現在の鶴川第四小学校 (鶴川中央小学校新校舎)
2 鶴川第三小学校	鶴川 1 丁目 能ヶ谷 1～2・7 丁目 広袴町 鶴川 2・5～6 丁目 広袴 2～4 丁目				
3 鶴川第四小学校	真光寺町 真光寺 1～3 丁目 鶴川 3～5 丁目 広袴 1～3 丁目 大蔵町 小野路町				
4 大蔵小学校	能ヶ谷 1 丁目				
5 三輪小学校	能ヶ谷 3 丁目				

※が付してある通学先は、2033 年度に、現在の鶴川第二小学校に建設する新校舎に通学先が変更します。

2 鶴川東地区の新たな小学校の学校名（教育委員会案）

教育委員会では、意見募集の結果、検討会の選定結果及び 2023 年 2 月に開催した町田市教育委員会定例会における協議を踏まえ、次のとおり、鶴川東地区の新たな小学校の学校名（教育委員会案）を選定しました。

2023 年度以降、市議会に町田市立学校設置条例の一部改正する議案を上程し、202~~6~~9 年度から新たな学校名を使用する予定です。

鶴川東地区の新たな小学校の学校名（教育委員会案）

鶴川東小学校

選定理由

まず、「鶴川」という地名を大事にしたいという想いを尊重するため、「鶴川」という言葉を使用したいと考えました。

そして、鶴川第三小学校の通学区域を分割して学校統合することを踏まえ、鶴川西地区との関連性を重視するとともに、鶴川地域における学校の位置をわかりやすく示す学校名にしたいと考えました。

以上のことから、教育委員会では、「鶴川東小学校」を選定しました。



第3章 鶴川東地区の新たな学校づくりに関する取組

- 1 施設整備
- 2 通学関連
- 3 学校統合における児童への配慮
- 4 学校運営協議会と地域学校協働活動
- 5 保護者と教職員による組織（PTA）
- 6 歴史の継承
- 7 校歌・校章

1 施設整備

担当：学校教育部施設課

鶴川東地区の新たな小学校の施設整備は、「町田市立学校施設機能別整備方針」（以下、「整備方針」という。）等の上位計画や、新たな小学校の施設整備を具体的に進めていくために策定する建設計画に基づいて進めます。



（１） 施設整備コンセプト

鶴川東地区の新たな小学校は、整備方針に掲げる「町田市立学校施設整備の基本理念」や、検討会における議論の結果を踏まえた 6 項目の「施設整備コンセプト」に基づいて施設を整備します。

なお、施設整備コンセプトの項目 1、2、3 は「町田市立学校施設整備の基本理念」、4、6 は検討会における議論の結果、5 は町田市が宣言している「ゼロカーボンシティまちだ」などの方針を踏まえ、決定しました。

図 3-1-1 施設整備コンセプト

1 教育環境・生活環境づくり

- 多様な学習形態に対応し、主体的、協働的な学びを支える学習空間の形成
- 健やかな生活、交流を支え、一人ひとりが安心して過ごせる施設

2 放課後活動の拠点づくり

- 様々な活動に対応するとともに、適切な管理区画による安心して活動できる施設
- 放課後活動の利用者が移動しやすい動線と安全で利用しやすい施設

3 市民生活の拠点づくり

- 地域と学校の連携、協働を支え、新たな地域拠点となる施設
- 適切な開放区画や開放諸室の集約による地域利用を活性化する施設

4 安全安心な施設づくり

- 日常の安全、防犯対策を行うとともに、誰にでも優しく使いやすい施設
- 災害に強く、避難施設機能が充実した施設

5 環境負荷低減に寄与する施設づくり

- 「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けた省エネ化と再生可能エネルギーの活用により、環境負荷を低減する施設
- 日常生活を通して環境について考えるきっかけとなる施設

6 地域性を活かした学校づくり

- 地域に親しまれ、愛着を育む学校
- 緑豊かな自然や地形を活かした学校

(2) 建設計画の策定及び基本計画との関係

建設計画は、図 3-1-2 で示すとおり「施設整備コンセプト」を基本計画と共有し策定しています。また、建設計画の構成及び記載内容は表 3-1-1 のとおりです。

図 3-1-2 基本計画と建設計画の関係

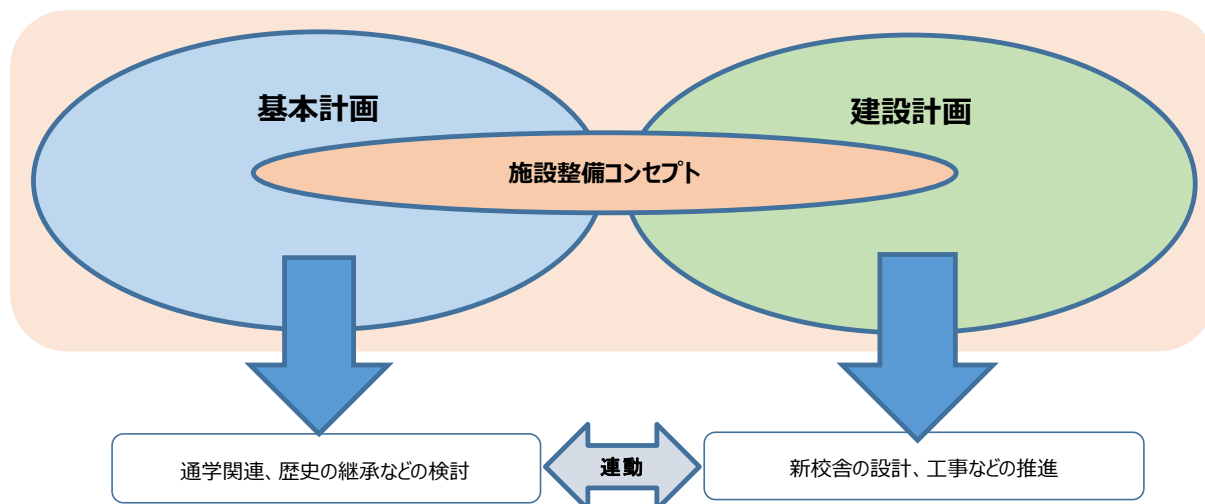


表 3-1-1 建設計画の構成

第 1 章 建設基本計画について（建設基本計画や新たな学校づくりの概要、上位計画など）
第 2 章 学校建設地の現状（学校建設地の敷地、周辺環境など）
第 3 章 施設計画の基本的な考え方
3-1 施設整備コンセプト
3-2 施設構成と規模（建設する諸室の構成、規模など）
3-3 施設に関する諸計画（配置、平面、立面、断面、構造、設備、外構、仕上、昇降機設備、環境配慮、防犯・安全・防災、施設管理、長寿命化）

(3) 仮校舎について

~~運動スペースが狭くなることなど、仮校舎の期間に児童が受ける様々な制約を最小限にとどめられるよう、検討会での意見などを踏まえ必要な検討を行います。~~

(4) 新校舎建設スケジュールと仮校舎建設・使用時期（修正版）

項目/年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
新校舎建設スケジュール	基本設計・実施設計					新校舎建設 (鶴二小校舎解体・撤壁工事含む)				維持管理
仮校舎 ※現鶴川三小校舎		仮校舎 教室転用工事	鶴川中央小が 仮校舎として使用			鶴川東小が 仮校舎として使用				

2 通学関連

担当：学校教育部学務課・指導課

通学については、現行の考え方や制度、検討会における議論を踏まえ、徒歩で通学することを基本とし、新たに通学路になると想定される箇所を中心に、通学路の安全対策を実施します。また、これまでより通学区域が広くなり、通学時間が長くなる（学校まで遠くなる）地域があることから、児童の通学の負担を軽減できるような施策についても検討し、実施します。

（１） 通学の安全対策

通学の安全対策については、統合後の通学区域においても既に安全対策を実施している既存の通学路を活用するとともに、「町田市通学路交通安全ガイドライン⁴」に基づき、既存通学路の安全点検⁵を継続して実施します。また、既存の通学路の接続部分を中心として新たに通学路に設定される箇所については、必要な安全対策を検討し実施します。

併せて、東京都が策定している安全教育プログラムに基づき、各小学校において学年にあわせて実施している安全教育を引き続き実施するとともに、学校統合に向けて必要な安全教育を行います。

そのほか、ソフト・ハードの両面から必要となる安全対策を検討、実施します。

① 取組内容

ア 既存通学路の安全点検の継続実施

- 学校、PTA、警察、道路管理者と行う既存通学路安全点検の実施

イ 新たに通学路に設定される箇所の安全対策の実施

- 警察、道路管理者への安全対策の要望
- 学校、警察、道路管理者と行う通学路候補箇所の安全点検を、既存通学路の点検に前倒して実施
- 通学路候補箇所の安全点検に基づく対策内容の決定、実施
- 安全対策の効果検証

ウ 児童への安全教育の実施

- 登下校時に遭遇する犯罪や危険などに関する生活安全における指導の実施
- 道路における様々な危険や交通法規についての理解などに関する交通安全における指導の実施
- 学校統合及び新校舎使用開始までに、通学先が変更になることを踏まえた生活安全及び交通安全に関する指導の実施

エ その他の安全対策の検討、実施

- 通学路の見守り活動の好事例の収集・整理・共有
- その他、必要な安全対策をソフト・ハードの両面から検討



⁴ 町田市通学路交通安全ガイドラインとは、教育委員会が学校、保護者、道路管理者、交通管理者等の関係機関と連携を図り、児童が安全に通学できるよう通学路の交通安全確保の取組を推進していくために作成したガイドライン。

⁵ 通学路安全点検とは、学校長が指定した通学路のうち、学校・PTA等の保護者から提出される危険箇所改善要望書をもとに、関係機関とともに合同で現地調査を行い、通学路の現状（登下校時の交通量や人の流れ等）を確認するとともに、対策案を検討・決定する取組。市内小学校42校を2つのブロックに分け、それぞれ隔年で実施。

② 取組スケジュール

項目/年度		2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎 使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
既存通学路 安全点検	鶴川第二 小学校	効果の 検証	点検・安全 対策実施	効果の 検証	統合校での 安全対策実 施・効果の検 証	安全点検・安全対策実施・ 効果の検証		
	鶴川第三 小学校	効果の 検証	点検・安全 対策実施	効果の 検証				
新たに通学路に 設定される箇所の安全対策		安全点検・対策 内容決定	安全対策実施・進捗 確認	対策効果の 検証				
安全教育的の実施		教育課程上の安全教育的の検討			教育課程上の安全教育的の検討			新たな学校 での安全教 育の実施
その他の安全対策		対策内容検討・決定						
		決定した内容から順次対策実施						

2025年度推進協議会で検討

図 3-2-1 既存通学路・新たな通学路候補箇所



(2) 通学負担の軽減

統合後の通学区域においても徒歩での通学を基本としますが、これまでより通学区域が広くなることで通学時間が長くなる（学校まで遠くなる）児童の通学の負担を軽減する必要があります。そのため、通学区域再編の過渡期において、何度も通学先が変更になるなど負担の多い児童と、通学が長距離となる児童の通学の負担を軽くできるように通学先を選べるようにすることや、路線バスを安心して通学に利用できるようにすることなどの施策を検討、実施します。

① 負担軽減策としての通学手段の検討結果

教育委員会では、通学の負担軽減策の検討・実施にあたり、これまでの通学の考え方や現行の通学費補助制度などを踏まえ、表3-2-1の基本的な考え方に基づき、公共交通機関の利用や新しい通学手段導入の必要性について表3-2-2の項目を調査・確認しました。

その結果、鶴川東地区においては、公共交通機関である路線バスが通学に利用できることを確認したため、スクールバス等の新しい通学手段の導入検討は行わないこととし、「路線バスを利用して安心して通学できるようにすること」を、通学の負担軽減策の1つとして、検討・実施します。

② 取組内容

ア 通学先を選べるようにする

- ・ 学区外通学制度の内容決定、運用方法の検討、運用
- ・ 学区外通学制度の周知

イ 様々な視点から負担軽減策を検討する

- ・ 通学時の荷物を軽くすることや、通学を見守る仕組みづくりなど、児童の通学の負担を軽くするための具体的な内容の検討、実施

ウ 路線バスを利用して安心して通学できるようにする

- ・ バスの乗り方教室や安全教室などの実施
- ・ 児童が利用することを前提とした対応策について、バス事業者と相談しながら内容を検討、実施する
- ・ 学校で必要となる対応の検討、実施

③ 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025	2026 (統合/鶴二小仮校舎使用)	2027	2028	2029 (新校舎使用)
通学先を選べるようにする		制度周知	申請受付 決定通知		制度周知 申請受付 決定通知		
様々な視点から負担軽減策を検討する	具体策の検討	具体策の検討	具体策の検討	具体策の検討	具体策の検討	具体策の検討	具体策の検討
路線バスを利用して安心して通学できるようにする	乗り方教室等の検討	乗り方教室等の実施	乗り方教室等の実施	乗り方教室等の実施	乗り方教室等の実施	乗り方教室等の実施	乗り方教室等の実施
	学校での対応の検討	学校での対応の検討	学校での対応の検討	学校での対応の検討	学校での対応の検討	学校での対応の検討	学校での対応の検討
	バス事業者調整	バス事業者調整	バス事業者調整	バス事業者調整	バス事業者調整	バス事業者調整	バス事業者調整

表 3-2-1 通学手段検討の基本的な考え方⁶

- ア 学校まで徒歩 30 分程度で通学が難しい地域を検討、施策実施の対象とする。
- イ 対象地域における公共交通機関の状況調査を行い、公共交通機関が通学に利用できるかどうか確認する。
- ウ 公共交通機関の状況調査の結果、公共交通機関を通学に利用できる場合は、公共交通機関を安心して通学に利用できるようにするための具体策を検討し、実施する。
- エ 公共交通機関の状況調査の結果、公共交通機関を通学に利用することが難しい場合は、利用を可能にするための対応策を検討する。
- オ エの結果でも公共交通機関を通学に利用することが難しい場合は、対象地域の状況を踏まえて公共交通機関以外の配慮方法を検討する。

表 3-2-2 公共交通機関（路線バス）の状況調査・確認項目と確認結果

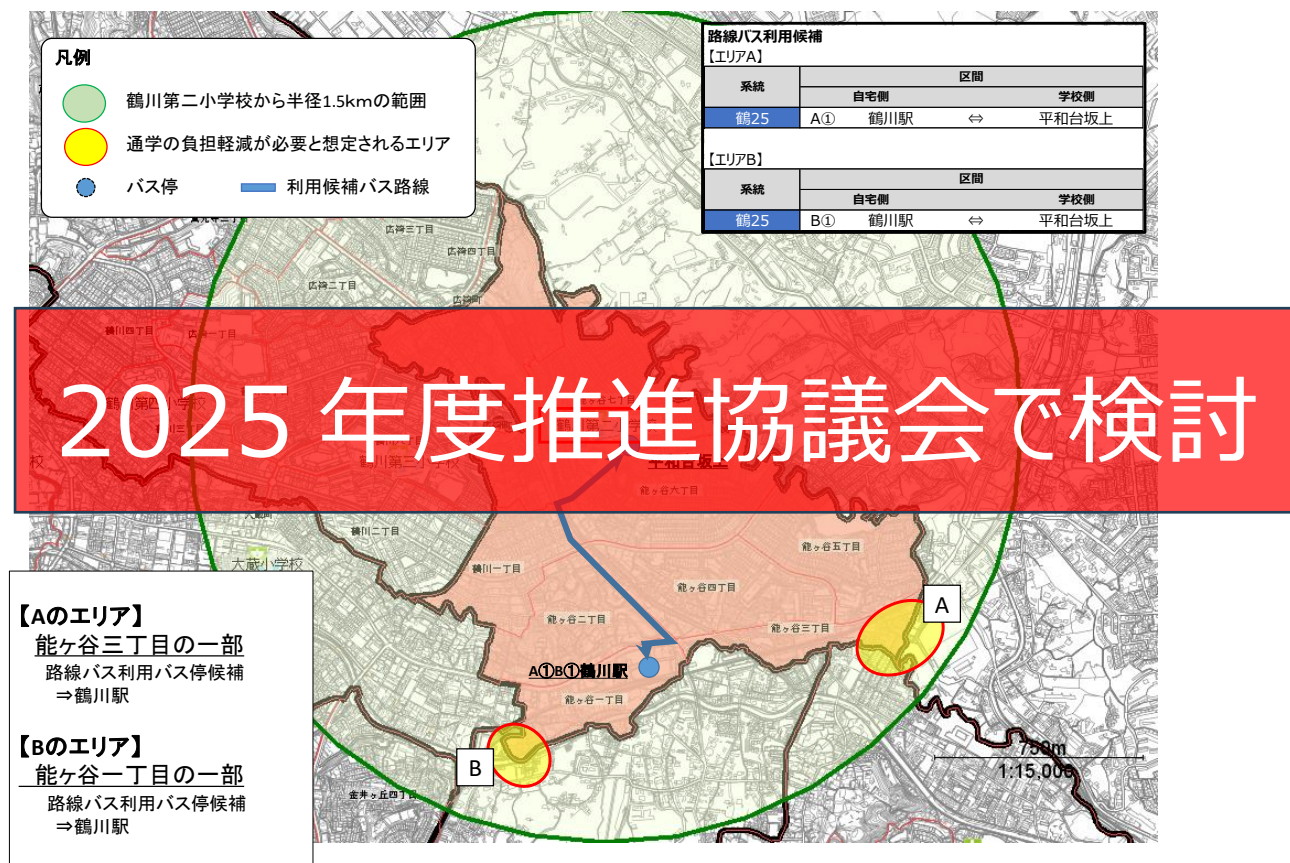
調査・確認項目	確認結果
1 通学時間	児童の居住地から学校まで路線バスを利用して通学が可能なかどうか 通学可能
2 路線バスの運行量	利用が想定される路線が、登下校の時間帯に極端に運行量の少ない路線でないかどうか 利用可能
3 路線バスの混雑状況	児童が通学に利用できる混雑状況かどうか 利用可能
4 学校近くのバス待ち環境	学校近くのバス停に児童が安全にバスを待てる環境があるかどうか 環境がある

図 3-2-2 2026 年度（現在の鶴川第二小学校の位置に通学）の検討実施対象エリア



⁶ 通学方法の検討のために使用する通学時間や通学距離、公共交通機関の利用状況等の数値は、推進計画における「基本計画検討着手目標年度」に教育委員会が実施する調査により把握したものです。

図 3-2-3 路線バスを利用した通学例（2026 年度）

表 3-2-3 路線バス状況調査結果（2026 年度）⁷

時点	学校の位置	利用想定区間		①通学時間		②路線バス運行量		③路線バスの混雑状況			④バス待ち環境	
		路線		【往路／復路】（分）		運行間隔（分）		1便あたりの乗車率（％）			学校近くの停留所	
								往路		復路		
		エリア	利用区間	バス利用	徒歩のみ	往路	復路	往路	平均	最大	往路	復路
2026年度以降	鶴川第二小学校	A・B	鶴川駅⇄平和台路上	18	15	2	10	10	15	10	5	5

2025年度推進協議会で検討



⁷ 路線バスに関する数値は、2022 年 7 月現在のダイヤで、以下の内容を調査・確認しました。

- ・往路：8 時 10 分までに学校に到着可能な、7 時台の運行間隔・時間帯平均乗車率。
- ・復路：13 時～19 時台の運行間隔・同時時間帯の時間帯平均乗車率、及び乗車率が最大となる時間帯の平均乗車率。

3 学校統合における児童への配慮

担当：学校教育部指導課・教育センター

学校統合に伴い、他の学校の児童と一緒に授業をしたり、新しい校舎で授業をしたりするなど、これまでの学校生活とは異なる環境となります。そのため、児童の不安や負担を軽減できるよう、また、より良い教育活動が実施できるよう、教育活動や教員の体制、児童が相談できる体制を整えます。

(1) 取組内容

① 児童への配慮を踏まえた教育課程の編成

学校では、教育活動をどのように実施するかをまとめた教育課程⁸を編成しています。

学校統合にあたっては、児童数や施設の状況も異なるため、児童の不安や負担を軽減できるよう、またより良い教育活動が実施できるよう教育課程を編成します。

ア 児童同士の事前交流の実施

事前に児童同士の関係づくりをサポートするため、合同授業・合同行事（例：遠足等）などを実施します。

イ 生活時程や学校生活の決まりごとの調整

登下校時刻などの生活時程や、学校生活上の決まりごとなどが各校で異なることから、児童が戸惑うことなく学校生活を送れるように、事前のすり合わせを行います。

ウ 特色ある教育活動の調整

各校における縦割り活動をはじめとした特色ある教育活動については、これまでとは異なる児童数や施設環境となることから、新たな学校に合った教育活動を実施していくことができるよう検討します。

また、新たな学校において、どのような子どもが育ってほしいかについても検討し、教育目標⁹を定めます。

② 教員人事に関する要望

町田市立学校に在籍する教員は、東京都教育委員会において採用され、配置されています。そのため、町田市教育委員会の教員人事構想をもとに、毎年度、東京都教育委員会に対して、求められる教員の配置について要望を行っています。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」においては、適正規模・適正配置に関して都道府県教育委員会が行う支援として、児童・生徒が安心して学校に通えるよう、各校に在籍している教員を継続して配置するといった配慮を行うべきと示されています。これを踏まえて、学校統合時における教員の配置について要望を行っていきます。

③ スクール・カウンセラー相談

スクール・カウンセラー¹⁰は現在も相談できる体制を整え、周知も行っています。児童が相談しやすい体制を引き続き継続します。

⁸ 教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。（小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編）

⁹ 教育の目的を実現するために各校が掲げる目標です。自ら進んで学ぶ子、他者を思いやれる子、健康な子などの知・徳・体を踏まえる事例が多くあります。

¹⁰ スクール・カウンセラーは、カウンセリングを通じて、心理的側面からの助言・援助を行い、子ども自身の内面からの回復の支援を行っていく心理の専門家です。

(2) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度		2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)		
教育課程 編成	ア 児童同士の事前交流		鶴二小・鶴川中央小の事前交流内容の調整・実施			統合校の教育課程編成	統合校において授業開始				新校舎で授業開始	
	イ 生活時程や学校生活の決まりごとの調整		鶴二小・鶴川中央小の生活時程・学校生活の決まりごとの調整				新校舎使用開始に向けた生活時程・学校生活の決まりごとの調整					新校舎の教育課程編成
	ウ 特色ある教育活動の調整		鶴二小・鶴川中央小の教育活動・教育目標の調整				①統合校において教育活動実施 ②新校舎使用開始に向けた教育活動・教育目標の調整					
教員人事に関する要望			鶴二小・鶴川中央小統合に向けた東京都への人事要望									
相談体制の継続と周知		スクール・カウンセラーとの相談体制の継続・制度周知										

4 学校運営協議会と地域学校協働活動

担当：学校教育部指導課

学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくため、町田市立学校には学校運営協議会¹¹を設置し、ボランティアコーディネーター¹²を配置しています。学校統合後も、これまで鶴川第二小学校・鶴川第三小学校の学校運営協議会で話し合われてきたことや地域学校協働活動¹³の取り組みを引き継ぎながら、学校と地域の連携・協働をさらに深め、より良い活動が実践できるようにします。

(1) 取組内容

① 学校運営協議会の合流

各校のこれまでの取組を引き継ぎながら、学校と地域の連携を深め、より豊かな教育活動を展開するために、各校の学校運営協議会及び教育委員会が学校運営協議会委員の構成や人数について調整を行います。

② ボランティアコーディネーターの配置

地域学校協働活動の推進および継続的な人材確保のため、教育委員会においてボランティアコーディネーターの構成や人数の調整を行います。

③ 学校支援ボランティア等の調整

現在、教育活動に関わっている学校支援ボランティアや地域の方が、引き続き担い手として関われるよう調整を行います。



(2) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
学校運営協議会の合流			鶴二小・鶴川中央小の統合に向けた体制及び委員構成の検討・決定	統合校の地域学校協働活動内容の検討	統合校において地域学校協働活動実施				新校舎において地域学校協働活動実施
ボランティアコーディネーターの配置			2029年度の開校に向けた構成や人数の検討・決定						
学校支援ボランティア等の調整			各校の活動・担い手の整理・調整						

¹¹ 学校運営協議会は、地域と一体となって子どもたちを育む学校を目指し、地域の方・保護者・ボランティアコーディネーター等で構成されています。どのような子どもたちを育てるのか、どのような教育活動・地域学校協働活動を行っていくのかを話し合っています。

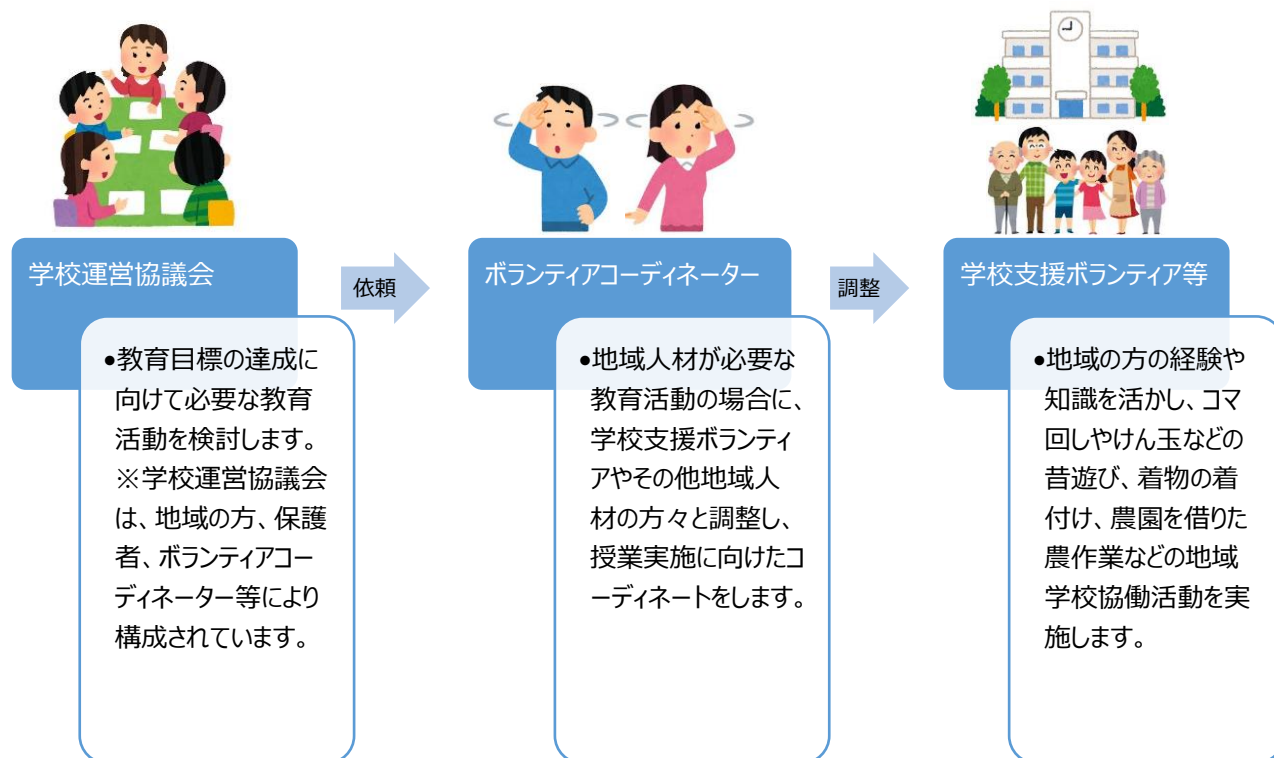
¹² ボランティアコーディネーターは、各校に1名から2名程度配置され、授業中の学習支援から通学路の見回り、花壇の手入れ等、様々な地域の方が関わる「地域学校協働活動」について、学校のニーズに合わせてボランティアの連絡・調整等を行っています。

¹³ 地域学校協働活動は、子どもたちの学びや体験活動を充実するため、地域の方、学生、企業等と学校が協働して実施する活動です。

＜参考＞ 地域学校協働活動の実施イメージ

地域学校協働活動の実施にあたっては、学校運営協議会、ボランティアコーディネーター、学校支援ボランティア等が協力して行っています。それぞれの役割及び地域学校協働活動の流れや事例を紹介します。

■ 地域学校協働活動実施までの流れ



■ 地域学校協働活動事例（まちだの教育 2020 年 11 月 22 日号）

米作り 田植え

食育「食べられる野菜作り」の学習では5年生が米作りをしています。地域の方や農業専門家の指導を受けて、代掻き、田植えから稲刈り、精米までの全作業に取り組めます。田植えでは「足が抜けなくて焦った」「大変だった、だから楽しかった」など米作りの苦労の一端を体験しました。

苗がたおれないようにするのはむずかしいなあ。



福祉学習 車椅子

町田ボランティアセンターの地域支援スタッフによる車椅子体験学習が行われました。

4年生全員が交替で車椅子の乗車体験、介助体験をしました。「車椅子を使っている人がこんなに不自由な生活をしているのを初めて知った」などと気づく体験でした。

小さな段差にも気を付けながら押します。



5 保護者と教職員による組織（PTA）

担当：生涯学習部生涯学習総務課

鶴川第二小学校・鶴川第三小学校においては、子ども達の健全な育成などを目的に、任意団体として「PTA（保護者と教職員による組織）」（以下「PTA」という。）が設置されています。

学校統合にあたっては、これらの組織も合流することから、2022 年度から各校の PTA による話し合いが行われています。今後も、課題解決に向けた検討を各校の PTA 同士で進めていきます。

（１） 各校の PTA の主な共通課題

各校の PTA 同士による話し合いにおいては、次のとおり、統合に向けた課題の認識を共有しています。

① 鶴川東地区の新たな小学校の活動に向けての主な課題

- ア PTA の体制検討
- イ 活動内容の検討
- ウ 運営費の検討

② 現在の組織の活動等についての主な課題

- ア 損害保険等の契約の整理
- イ 積立金等の整理
- ウ 現在使用している備品等の整理

＜参考＞ 各校の PTA の活動目的

学校名	活動目的
鶴川第二小学校	この会は、児童の幸福をはかることを目的とし、その目的達成のため、保護者と教職員が協力して、次の活動をする。 1.家庭と学校との連携を密にし、児童の成長発達を促進する。 2.児童の教育環境の整備を図る。 3.会員相互の融和親睦を深め、教養を高める。
鶴川第三小学校	この会は、保護者と教職員が共に手を取り合い、教育の振興と児童の健全なる育成を図ることを目的とし、次の活動を行う。 1.教育環境の改善に努める。 2.会員の教養の向上と親睦を図る。 3.その他、目的達成に必要な活動を行う。



6 歴史の継承

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

鶴川第二小学校・鶴川第三小学校には、卒業生が作成した制作物や地域の方から寄贈いただいた様々な物品が多く残っています。また、各校では、特色ある教育活動が実施されているとともに、校庭や体育館などを利用した地域活動・イベントが行われています。

これらの連綿と引き継がれてきたことは、それぞれの小学校が紡いできた大切な歴史であるため、引き続き鶴川東地区の新たな小学校が地域の方や卒業生の方に愛着を持ってもらえるよう、その歴史や想いを継承します。

(1) 取組内容

① 物品の継承

物品については、次の4つの視点から継承内容・方法を検討します。

ア 教育活動への利用の視点

子どもの教育のために利用できるか。

イ 学校施設における面積の視点

学校施設（校庭や校舎など）の面積などから、保存するにあたって教育活動に支障をきたさないか、また、新校舎建設中における一時的な保管場所の確保が可能であるか。

ウ 他施設等による代替の可能性の視点

他施設や他物品等での代替措置が可能であるか。

（例：郷土資料については、展示施設等に行くことで代替が可能かなど。）

エ 費用面の視点

継承の際に必要な移設費用等を確保できるか。

② 教育活動の継承

各校で実施している教育活動については、教育委員会において、鶴川東地区の新たな小学校に合った内容で実施していくことができるよう検討を行い、継承します。

③ 地域活動やイベントの継承

各校の校庭・体育館を利用して開催されている地域活動や地域行事については、鶴川東地区の新たな小学校の施設の整備状況や地域の特色に合わせた内容で開催していただくよう周知します。

(2) 取組スケジュール（修正版）

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
物品	以下の内容を推進会で検討・決定 ①設計内容を踏まえて、継承する物品の継承方法決定 ②継承する物品の一時保管先検討 ③継承しない物品の処分手続き				①継承する物品の新校舎への設置準備 ②継承しない物品の処分手続き				新校舎 使用開始
活動	活動内容の継承方法を実施主体において検討・決定								

7 校歌・校章

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

校歌は、作成当時から現在に至るまで、学校生活における様々な場面で歌い継がれており、その歌詞には、子どもの未来や学びに対する願いや期待、地域の情景や特色などが織り込まれています。

また、校章についても、学校や地域の特色をデザインしたシンボルマークとして使われ続けています。

鶴川東地区の新たな小学校の校歌・校章については、各校の校歌・校章に込められた想いや新しい小学校への想いを踏まえ、作成します。

(1) 取組内容

校歌・校章の作成にあたっては、他自治体の事例を参考に、鶴川第二小学校と鶴川第三小学校が統合する2026年度から使用できるよう、具体的な作成スケジュールや作成方法を検討します。

(2) 取組スケジュール（修正版）

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
校歌・校章		推進会で作成方法・スケジュール検討・決定		校歌・校章作成	事前交流の一環として校歌・校章を各校で使用 鶴二小・鶴三小統合校で校歌・校章を使用				

<参考> 他自治体における作成方法事例

作成方法	内容
公募	市の広報や学校だよりなどで公募し、選考会などで選定
児童の案	児童の案を元に先生や専門家が作成し、選考会などで選定
地域に縁のある人に依頼	町田市や地域に在住または出身の方に依頼
地域の大学等と連携	地域の大学等と協力して作成
学校の先生による作成	統合する学校同士または統合新設校の音楽や国語、図工の先生などに作成を依頼
専門家に依頼	作詞家や作曲家、デザイナーに依頼

第 4 章 新たな学校づくりに関連した取組

- 1 引越し
- 2 学校給食
- 3 避難施設
- 4 学童保育クラブ
- 5 放課後子ども教室「まちとも」
- 6 学校施設の活用
- 7 学校跡地

1 引越し

担当：学校教育部教育総務課

学校統合時及び新校舎使用開始時において、教育活動で使用する文書や物品、OA 機器類などを移設する必要があります。また、学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」¹⁴等の関係団体の物品については、所管課が適切に移設するために連携する必要があります。児童の学校生活や教育活動に支障が生じないよう所管課と連携し物品の整理を進め、引越しを行います。

(1) 取組内容

① 担当者連絡会

関係各課、学校関係者を集めた担当者連絡会を、統合に向けた ~~2024~~~~2025~~2027～2028 年度及び新校舎移転に向けた ~~2027~~~~2028~~2031～2032 年度に設置します。担当者連絡会では、引越しに関する役割分担やスケジュールの共有、新規に購入する物品や、不要物品の整理などの調整を行います。

また、学童保育クラブや「まちとも」等の関係団体の物品についても、担当者連絡会で情報共有し、所管課が適切に整理を進められるようにします。

② 物品整理

教育委員会が所管する物品等について、学校統合時や新校舎使用開始時の児童数、学級数を共有し、施設の規模に応じた必要な物品を所管課と連携し、整理します。不要になった物品は他校への転用または売り払いを行い、リサイクルを推進します。

(2) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
引越し		統合校への物品等移設に向けた 契約事務・必要物品移設				新校舎への物品等移設に向けた 契約事務・必要物品移設			新校舎 使用開始
担当者 連絡会		役割分担の確認、スケジュール共有等				役割分担の確認、スケジュール共有等			
		所管課との連携、調整				所管課との連携、調整			
物品整理		物品の整理、廃棄、売り払い				物品の整理、廃棄、売り払い			

¹⁴ 略称として「まちとも」と記載する場合があります。

2 学校給食

担当：学校教育部保健給食課

学校給食は、成長期にある児童の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図るものであり、児童の学校生活の基本となるものです。そのため、学校統合後の新校舎建設期間中や新校舎使用開始後も、安全・安心でおいしい給食を継続して提供します。

(1) 取組内容

~~2026年度の学校統合後、新校舎使用開始までは、鶴川第一小学校で調理した給食を配送し、児童に提供します。そのために必要な給食室の改修・機器類等の調達などを行います。~~

~~2029年度の新校舎使用開始後は、新校舎の給食室において自校調理による給食提供を行います。~~

2029年度の学校統合後、新校舎使用開始までは、現鶴川第三小学校で児童に給食を提供します。そのために必要な備品類の移設などを行います。

2033年度の新校舎使用開始後は、新校舎の給食室において自校調理による給食提供を行います。

(2) 取組スケジュール（修正版）

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
実施方法				統合校(鶴川中央小)の給食実施に向けた必要備品移設	現鶴三小での給食提供				新校舎での給食提供
施設整備							新校舎の給食室整備		
物品整理							必要物品整理、移設		

3 避難施設

担当：防災安全部防災課

学校施設は、震災や風水害といった災害時において、地域の避難施設としての防災機能を有しています。学校が担っているこのような機能について、学校統合に際しては、新校舎や周辺施設において、防災機能の引き継ぎと、地域にとって最適な配置を検討します。

(1) 取組方針

学校統合に伴う避難所の指定先の見直しや防災機能の分散等について、以下の方針に基づいて検討を進めます。

- 避難施設別避難者推計の結果を踏まえ地域防災計画の改定を行うとともに、防災機能の分散を進めます。
- 学校統合によって学校の避難施設数が減少するため、避難先及び避難スペースの拡充を図ります。
- 新たな避難先の決定後、防災倉庫等の移転を進めます。

(2) 取組内容

① 町田市地域防災計画の改定

防災機能の分散を検討するうえで必要となる避難施設別避難者推計を実施し、町田市地域防災計画の改定を行います。

② ~~2026年度から2028年度~~2029年度から2032年度までの新校舎建設期間中に向けた取組内容

ア 防災機能

現在の鶴川第二小学校が担っている防災機能について、新校舎建設期間中はその利用ができなくなるため、地域の方々と調整のうえ、近隣の公共施設へ機能分散を図ります。

また、近隣の避難施設に分散して避難するにあたっては、受け入れる避難者数に応じた避難スペースを確保するため、近隣避難施設との調整を行います。

＜参考＞新校舎建設期間中の近隣避難先一覧（現在の鶴川第二小学校使用不可を想定した近隣の避難先）

鶴川第三小学校、大蔵小学校、鶴川第二中学校（地震時のみ）、真光寺中学校（地震時のみ）

イ 防災倉庫

現在の鶴川第二小学校地に設置されている防災倉庫の備蓄物資について、適切な移設管理を行います

③ ~~2029年度~~2033年度以降（新校舎使用開始後）に向けた取組内容

ア 防災機能

現在の鶴川第三小学校が担っている防災機能について、新校舎使用開始後、その機能の利用ができなくなる場合には、近隣の公共施設へ機能の分散を図ります。

また、近隣の避難施設に分散して避難するにあたっては、受け入れる避難者数に応じた避難スペースを確保するため、近隣避難施設との調整を行います。

＜参考＞新校舎使用開始後の近隣避難先一覧

鶴川東地区の新たな小学校（現鶴川第二小学校の位置）、大蔵小学校、鶴川第二中学校（地震時のみ）、真光寺中学校（地震時のみ）

イ 防災倉庫

現在の鶴川第三小学校地に設置されている防災倉庫の備蓄物資について、適切な移設管理を行います

（３） その他の取組内容

学校統合に伴い、避難場所が減少することを想定し、民間企業や私立学校の所有する施設を避難広場として活用できるよう、災害時における避難施設等の利用に関する協定の締結に向けた協議を引き続き進めます。

（４） 取組スケジュール（修正版）

項目/年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
地域防災計画改定	①避難施設別避難者推計実施 ②地域防災計画改定										新校舎を避難先として指定
避難先/避難スペース		新校舎建設期間中及びの新校舎使用開始後避難先の検討、地域調整、決定									
備蓄物資						物資移動				物資移動	
協定締結	協定締結に向けた協議										

4 学童保育クラブ

担当：子ども生活部児童青少年課

学童保育クラブは、就労等で保護者が日中不在となる児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の就労等を支援しています。統合後も安心して学童保育クラブを利用できるようにします。

(1) 取組方針

学校統合後も以下を基本とした学童保育クラブの事業を継続します。

- ・ 一小学校区に一つの学童保育クラブを整備します。新たに学童保育クラブを整備する際は、原則として学校施設内に設置します。
- ・ 低学年児童（1～3年生）と障がい児の全入制度¹⁵を継続します。高学年児童（4～6年生）については施設定数以上の申請があった場合には、引き続き、保育の優先度の高い方から順次入会できるようにします。
- ・ 児童一人あたりのスペースや職員配置等の基準¹⁶を遵守するとともに、保育の質の向上を図ります。

(2) 取組内容

① 児童への配慮

学校統合に伴う児童への影響を最小限に抑えるために、事業者間の十分な引き継ぎ等を実施します。また、児童が安心して過ごすことができるよう、放課後児童支援員を対象とした研修を充実させ、保育の質の向上を図ります。

② 管理・運営方法

充実した保育サービスを提供できるよう、指定管理者制度¹⁷の継続を前提として、児童や保護者が安心して利用できる管理・運営方法などの検討を進めます。また、放課後の児童の遊びや活動の充実を図るため、学校や「まちとも」と連携します。

③ 施設整備

~~2026年度-2029年度~~の統合に向けて、学童保育クラブの運営に必要な設備を整えるため、学校施設の既存スペースの活用を前提として、教育委員会と連携しながら適切な育成スペースを確保していきます。

~~2029年度-2033年度~~の新校舎使用開始に向けて、利用者のニーズを踏まえた適切なスペースや、児童の発達に応じた設備等を整備します。

¹⁵ 市が定めた一定期間に申請があり、入会要件を満たす低学年児童と障がい児（全学年）は全員入会することができる制度。

¹⁶ 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める「専用区画の面積は利用者 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上」や「支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上とする」等の基準。また、東京都では認証学童制度の創設に向けて、独自の運営基準（利用者 1 人につきおおむね 1.98 平方メートル以上）や「支援の単位ごとに 3 人以上とする」を定める議論が行われている（2025 年 2 月現在）。制度が創設された場合には、入会申請者数や育成スペースの状況を勘案しながら、運営基準との整合性を図ることとする。

¹⁷ 公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

④ 学童保育クラブの行き帰りに対する安全対策

関係機関と連携しながら、通学路の安全点検や交通安全指導を継続するとともに、新たな通学路の状況を踏まえた安全対策を実施します。

⑤ 長期休業期間中の昼食提供の実施

学童保育クラブへの配送方法、搬入経路、発注方法を検討し、夏休みなど長期休業期間における配食サービスの事業化を進めます。

(3) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)	
児童への配慮	引き継ぎ内容等の検討・実施				引き継ぎ内容等の検討・実施				新校舎での 学童保育 クラブ開始	
	保育の質の向上を図るための研修実施									
管理運営	学童保育クラブの運営				学童保育クラブの運営					
				事業者の選定				事業者の選定		
	学校や「まちとも」との連携									
施設整備	施設整備の検討・実施				必要に応じた施設修繕等					
					新校舎の学童保育クラブ施設検討・整備					
行き帰りの安全対策	新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の検討・実施									
長期休業期間中の昼食提供の実施	配送方法、搬入経路、発注方法の検討・実施									

5 放課後子ども教室「まちとも」

担当：子ども生活部児童青少年課・学校教育部指導課

「まちとも」は、小学校内の多目的室、図書室、ランチルーム、校庭等を活用し、自由遊びや学習活動、体験活動などを行える居場所を在校児童に提供し、児童の放課後の過ごし方の選択肢を広げる活動です。統合後も希望者が全員利用できるように子どもの居場所を提供します。

(1) 取組内容

① 活動環境の整備

「まちとも」の利用状況を把握し、学校施設の既存スペースの活用を前提とした活動環境の確保に向けて調整し、希望者が全員利用できるよう、活動に必要なスペースを整備します。また、統合による影響も把握することで課題を抽出し、引き続き、活動環境の確保に向けて調整します。

② 管理・運営方法

児童が引き続き安心して利用できる適切な管理・運営方法について、まちとも運営協議会¹⁸と調整を行います。また、放課後の児童の遊びや活動の充実を図るため、学校や学童保育クラブと連携していきます。

③ 下校の安全指導

児童の登下校に関する安全対策を踏まえて、関係機関と連携し、安全指導を行います。

(2) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
環境整備		利用状況の把握			環境整備後の課題抽出・対応	利用状況の把握			新校舎での「まちとも」開始
		活動環境の調整・整備				活動環境の調整・整備			
管理運営		まちとも運営協議会との調整			まちとも運営協議会との調整				

¹⁸ まちとも運営協議会は、青少年健全育成地区委員会、ボランティアコーディネーター、PTA などの地域の方で構成される活動団体です。

6 学校施設の活用

担当：生涯学習部生涯学習総務課・生涯学習センター
文化スポーツ振興部スポーツ振興課
学校教育部教育総務課

現在、市内の小学校では、教育活動に使用していない時間に、体育館や校庭等を地域活動団体を中心に貸出していますが、利用予約の調整方法や利用ルール等が学校ごとに異なり、利用者にとって分かりづらい状況です。~~そのため、地域の方々がつながり支え合う将来の姿の実現に向け、多くの方が利用しやすくなるよう、「学校施設利用制度」とも多様な人々が学校に集い、教育活動への支援や放課後活動、地域の活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域の拠点の実現に向け、制度を再構築します。~~

(1) 取組方針

学校では、より多くの方々に利用していただくことを前提に、文化やスポーツ等の活動の場として活用してもらえる施設環境を整えることで、将来にわたって地域の方に愛着を持ってもらえるような開かれた学校を目指していきます。そのため、児童以外も利用できる区画や動線を分けるセキュリティ、学校施設利用のルールや予約方法等について検討を進めます。

(2) 取組内容

① 学校施設~~利用制度の検討・運営~~活用に向けた取組

2023 年度～2024 年度にかけて、利用する方の利便性や児童・生徒のセキュリティを向上させる取組を検討し、2025 年度から一部の学校に導入します。また、その結果を検証した上で、2027 年度以降に導入校を拡大します。

また、2026 年度～2027 年度にかけて、各学校開放運営委員会¹⁹ の代表等へ、今後の学校開放施設利用の考え方や従来方式との変更点等についての説明会や意見聴取を実施します。その意見や、他校における学校施設利用制度の運用状況を踏まえて、予約システムの導入や受付窓口の設置等、~~学校施設利用制度を検討し、20258 年度以降、順次取り組みを進めます。~~

② 鶴川東地区における取組

ア ~~2023~~27 年度～~~2024~~28 年度

学校施設を利用している団体に対して、202~~59~~年度以降の現在の鶴川第二小学校地における学校施設利用の終了に向けて、学校敷地内に置いている備品の搬出のスケジュールや既存の公共施設の利用案内等について説明会等を実施します。

イ ~~2025~~29 年度～~~2028~~32 年度

~~仮校舎建設中及び~~新校舎建設期間中は、安全上、学校施設の貸出しができなくなるため、現在の鶴川第二小学校地における学校施設利用を終了します。

また、20~~29~~33 年度以降は鶴川第三小学校地における学校施設利用を終了するため、学校施設を利用している団体に対して、学校敷地内に置いている備品の搬出のスケジュールや既存の公共施設の利用案内等について説明会等を実施します。

ウ ~~2029~~33 年度以降

新校舎使用開始に伴い、現在の鶴川第二小学校地における~~学校施設利用制度~~地域利用を開始します。

¹⁹ 学校開放運営委員会は、各学校に設置された組織で、学校や利用団体との調整を図り、学校施設利用の円滑な運営を行っています。

(3) 取組スケジュール (修正版)

項目/年度		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029 (統合/鶴三小仮校舎使用)	2030	2031	2032	2033 (新校舎使用)
学校施設利用制度検討・運営		各学校開放運営委員会代表への説明会や意見聴取の実施	学校施設利用制度の検討・調整	順次、新制度への移行								
				新制度の説明会実施								
鶴川東地区における取組	現・鶴二小の学校施設利用						学校・学校施設利用団体等と調整	学校施設利用の終了				鶴川東地区の新たな小学校の学校施設利用制度の開始
	現・鶴三小の学校施設利用										学校・学校施設利用団体等と調整	学校施設利用の終了



7 学校跡地

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

新しい通学区域や新しい学校の位置などの検討を行っていた「まちだの新たな学校づくり審議会」において調査審議した結果、学級数によって配置される教員の数が異なることなど、学級数によって教育環境に差が生じているため、「真光寺中学校の小規模校化解消」が必要であるとの結論になりました。

一方で、鶴川第二中学校と真光寺中学校を統合した場合、2040 年度においても合計 21 学級となる推計であり、中学校の望ましい学級数である 12～18 学級を超過することから、施設的にゆとりがないなどの問題が生じます。

そこで、隣接する鶴川第三小学校を鶴川第二中学校用地として一体的に活用することで、敷地を広くしてゆとりある教育環境を整備することとしました。

(1) 取組内容

現在の鶴川第三小学校の校地は、鶴川第二中学校と真光寺中学校の統合新設中学校の校地として一体的に活用します。

第5章 新たな学校づくり基本計画の今後の進め方

1 新たな学校づくり推進会の設置

1 新たな学校づくり推進協議会の設置

担当：学校教育部新たな学校づくり推進課

鶴川第二小学校・鶴川第三小学校の統合を進めるにあたっては、基本計画に基づき、2023 年度以降においても引き続き保護者、地域の方、教職員と必要事項について検討を行うとともに、計画全体の進捗状況についても確認・共有する必要があるため、「町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置します。

(1) 推進協議会における検討・共有事項

検討・共有事項		検討・共有内容
1	通学関連	新たに通学路に設定する箇所の安全対策や、路線バスを利用した通学における対応策や安全対策についても、検討します。
2	校歌・校章	作成スケジュールや作成方法を検討し、事前交流の一環として使用できるように2026 年度の統合前に作成します。
3	歴史の継承	継承する物品、教育活動等の継承内容やその方法を検討します。
4	施設整備	施設の設計・建設内容の共有及び設計等を踏まえたうえで、必要な事項について検討します。（例：物品の設置場所や学校施設利用の運用面など）
5	その他	基本計画の進捗状況について適宜共有します。

(2) 委員構成

- 新たな学校づくり対象校の学校運営協力者の代表
- 新たな学校づくり対象校の保護者の代表
- 新たな通学区域内の地域の代表
- 新たな学校づくり対象校の教職員の代表者

(3) 推進協議会設置期間

2023 年度～20~~28~~32 年度（~~6~~10 年間）





まちだの新たな 学校づくり

Machida New School Project 2040

町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画

－鶴川第二小学校・鶴川第三小学校－

2023年3月発行（2025年〇月更新）

【編集・発行】 町田市教育委員会学校教育部新たな学校づくり推進課

〒194-8520

町田市森野 2-2-22

電話 042-722-3111（代表）

【刊行物番号】 22-90

〔庁内印刷〕